

『警察官のための刑事訴訟法講義』をご購入いただいた皆様へ

このたびは、『警察官のための刑事訴訟法講義』をご購入いただき誠にありがとうございます。2刷への重版にあたり、少年法改正、弁解録取書の様式の改正等を踏まえ、以下の点を補正いたしました。

15頁 2 - 3行目

「，家庭裁判所からの通知」を削除。

15頁 図 下から4つ目

「家庭裁判所からの通知」を削除。

36頁 下から2行目

(9) 他機関からの通知 を全削除。

以下、(10) (9) (11) (10)へと繰り上げ。

95頁 最終行

「平成20年9月1日から施行される」を削除。

100頁 10 - 11行目

(3)として、以下を挿入する。

(3) 被疑者に対する接見に関する告知

弁解録取の際に、弁護士等との接見に関し、取調べ中において弁護士等と接見したい旨の申出があれば、直ちにその申出があった旨を弁護士等に連絡する旨を被疑者に対し告知しなければならない。

以下、項目を繰り下げ、下記のとおりとする。

(3) 弁解の録取 (4) 弁解の録取

(4) 領事通報 (5) 領事通報

(5) 釈放 (6) 釈放

(6) 留置後の手続 (7) 留置後の手続

(7) 送致 (8) 送致

100頁 16 - 17行目(下線が改正箇所)

直ちに当該被疑者に犯罪事実の要旨、弁護士選任権及び弁護士等への連絡についての告知をした上で、

109頁 6行目

「被疑者が死亡した」 「被害者が死亡した」

117頁 7 - 8行目

ウとして、以下を挿入する。

## ウ 取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護士等との間の接見に対する一層の配慮

逮捕・勾留中の被疑者とその弁護士又は弁護士となろうとする者との間の接見については、前述のとおり、接見交通権の行使と被疑者の取調べ等の捜査の必要性との合理的な調整を図ろうとする刑事訴訟法第39条及び判例の趣旨に従い、適正な配慮が必要であるが、これに加え、実務においては以下のような配慮が必要である。

### (ア)取調べ中に被疑者から弁護士等と接見したい旨の申出があった場合の措置

取調べ中に被疑者から弁護士等と接見したい旨の申出があった場合は、同申出があった旨を直ちに弁護士等に連絡しなければならない。

この連絡は、特段の事情がある場合を除き、直ちに行うこととされているが、弁護士の事務所に連絡したものの当該弁護士が不在であるような場合には、伝言を依頼すれば足りるとされ、連絡方法については、電話等適宜の方法によるものとし、捜査主任官等捜査部門から行うことが望ましいであろう。

実況見分、検証等に被疑者を立ち合わせて捜査を行っているような場合には、直ちに連絡することが困難であったり捜査に顕著な支障を来すことも考えられるが、その場の状況に応じて、できる限り早期に連絡する必要がある。

この連絡に基づき、当該弁護士等から接見の申出があったときには、(イ)に従い、接見の機会を与えるよう配慮しなければならない。

なお、連絡をした場合には、その旨、連絡をした日時、連絡の内容等を留置部門に速やかに連絡しなければならない。

### (イ)取調べ中の被疑者について弁護士等から接見の申出があった場合の対応

取調べ中の被疑者について弁護士等から接見の申出があった場合は、できる限り早期に接見の機会を与えるようにし、遅くとも、直近の食事又は休憩の際に接見の機会を与えるよう配慮しなければならない。

これは、取調べ中の被疑者と弁護士等との接見について、より一層の配慮を求めるものであるが、刑事訴訟法上の接見指定の要件である「捜査のため必要があるとき」については、前述の最高裁判例(平11.3.24)のとおりである。

取調べに関しては、間近いときに予定があっても、当該取調べが予定どおり開始できる範囲で接見時間の調整が可能な場合にはその機会を与えるよう配慮するほか、現に取調べ中であっても、遅くとも直近の食事又は休憩の際に接見の機会を与えるよう配慮することなど、これまで以上に柔軟な対応が求められている。

もっとも、実況見分、検証等に被疑者を立ち合わせて捜査を行っているような、明らかに状況を異にする場合や、間近いときに実況見分、検証等の予定があるといった場合は、当該捜査の中断や予定変更が困難な場合が多いと思われることから、このような場合までを対象とするものではない。

なお、接見に関する配慮に当たっては、検察官との調整を要する場合等も考えられるので、必要に応じ、検察官に連絡し、協議を行うことが必要である。

### (ウ)上記申出があった場合の記録

被疑者又は弁護士等から上記申出があった場合には、その申出及びこれに対してとった措置を当該申出を受けた捜査員が書面に記録し、当該書面を保管しておき、捜査・公

判上の必要のため検察官から要請があったときには、証拠化して送致しなければならない。

以下、項目を繰り下げ、

「ウ 被留置者と弁護人等との電話連絡の試行」 「エ 被留置者と弁護人等との電話連絡の試行」とする。